○　地方公共団体は、防災関係機関、地域住民等に対し、防災行政無線、緊急速報メール等により、津波警報等の津波に関する情報が正確かつ広範に伝達されるよう、その経路及び方法を推進計画に明示するものとする。また、市町村は、地域の特性等を踏まえつつ、津波警報等の内容に応じた避難指示等の具体的な発令基準をあらかじめ定めるものとする。これらの場合において、地域住民等が具体的にとるべき行動を併せて示すこと等に配慮するものとする。

○　国、地方公共団体等は、船舶に対する津波警報等の伝達について、その経路及び方法を推進計画に具体的に明示するものとする。この場合において、予想される津波の高さ、到達時間等を踏まえ、船舶、漁船等の固定、港外退避等のとるべき措置を併せて示すことに配慮するものとする。

○　地方公共団体は、その管轄区域内における被害状況を迅速・確実に把握するための情報収集の経路及び方法を、推進計画に具体的に明示するものとする。津波警報等の迅速な伝達を行うため、国及び地方公共団体は、防災行政無線の整備等の方針及び計画について、推進計画に明示するものとする。いずれの場合も、伝達の経路及び方法を定めるに当たっては、通常使用している情報伝達網が地震動等の影響により寸断される可能性があることを考慮するものとする。

⑵　地域住民等の避難行動等

○　地方公共団体は、避難対象地域を推進計画に明示するとともに、避難対象地域別の避難場所、避難経路その他具体的な避難実施に関して津波災害の特性に応じた方法を推進計画に明示するものとする。

○　これらについては、各種防災施設の整備状況や被害想定の検証等を定期的に行い、必要に応じて見直していくものとする。

○　その際、高台への避難に相当な時間を要する平野部等における避難場所の指定に当たっては、堅牢な高層建物の中・高層階を避難場所として利用するいわゆる津波避難ビル等の活用を推進するものとする。

○　上記の推進計画への記載とは別に、海岸線等を有する全ての市町村は、地域特性等を踏まえ、津波による浸水想定区域の設定、避難対象地域の指定、避難場所・避難路等の指定、津波情報の収集・伝達の方法、避難指示・勧告の具体的な発令基準、避難訓練の内容等を記載した津波避難計画を策定する。

○　地方公共団体は、避難対象地域内の住民等が、避難場所、避難経路、避難方法、家族との連絡方法等を平常時から確認しておき、津波が襲来した場合の備えに万全を期するよう努めるべき旨を、推進計画に明示するものとする。

○　地方公共団体及び関係機関は、避難行動要支援者の避難支援等を行うとともに、外国人、出張者及び旅行者等の避難誘導等の適切な対応を行うものとし、これらに係る実施体制等について、推進計画に明示する。この場合において、消防団、自主防災組織等との連携に努めるものとするとともに、支援等を行う者の避難に要する時間その他の安全な避難の確保に配慮するものとする。

○　避難誘導を実施すべき計画主体は、具体的な避難誘導の方法、市町村との連携体制等を定め、推進計画に明示するものとする。その際、避難誘導に従事する者の安全な避難の確保に配慮するものとする。

○　なお、これらを定めるに当たっては、市町村の推進計画に定められた内容と十分調整のとれたものとするよう留意するものとする。

○　各計画主体が、必要な安全確保対策を推進計画に明示する場合においては、強い揺れ（震度４程度以上）を感じたとき、または、弱い揺れであっても長い時間ゆっくりとした揺れを感じたときは、直ちに海浜から離れ、急いで安全な場所に避難することを原則とするものとする。その後、津波に関する情報を把握し津波到達までに時間的余裕があると認められる場合には、避難に要する時間を十分確保した上で、必要な安全確保対策を実施する旨の計画を作成するものとする。

○　国は、オリンピック・パラリンピック東京大会の機会を捉えた外国からの来訪者等の増加を踏まえ、これらの来訪者等の安全確保のため、関係機関等と連携した避難誘導の促進に係る取組や、防災情報の伝達対策について、推進計画に明示するものとする。

⑶　避難場所及び避難所の運営・安全確保

○　避難の実施及び救護に責任を有する計画主体は、避難後の救護の内容を推進計画に明示するものとする。

○　地方公共団体は、避難所の開設時における、応急危険度判定を優先的に行う体制、各避難所との連絡体制、各避難所における避難者のリスト作成等に関し、あらかじめ準備すべき事項について推進計画に明示するものとする。

○　避難した住民等は、自主防災組織等の単位ごとに互いに協力しつつ、避難場所の運営に協力するものとする。

○　地方公共団体は、避難場所等から自宅に戻ろうとする住民等の安全確保のため、津波警報等の情報の提供について配慮するものとする。

○　地方公共団体は、船舶が沖合に避難できるよう、避難海域を推進計画に明示するものとする。

⑷　意識の普及啓発

○　地方公共団体は、地域住民等が津波襲来時に的確な避難を行うことができるようにハザードマップの作成・見直し・周知、ワークショップの開催その他の津波からの避難に関する意識を啓発するための方策について、推進計画に明示するものとする。

○　また、国は、マニュアル作成や技術的支援を行うなど、地方公共団体が行うこれらの対策を積極的に支援するとともに、津波に対する心得についての広報など、国民の意識を啓発するための対策について明示するものとする。

⑸　関係機関のとるべき措置

ア　消防機関等の活動

○　市町村等は、消防機関及び水防団が津波からの円滑な避難の確保等のために実施すべき次の事項を、推進計画に明示するものとする。

・津波警報等の情報の的確な収集及び伝達
・津波からの避難誘導
・自主防災組織等の津波避難計画作成等に対する支援
・津波到達予想時間等を考慮した退避ルールの確立　等

イ　水道、電気、ガス、通信、放送関係

㋐　水道

○　地方公共団体は、地域住民等の津波からの円滑な避難を確保するため、水道管の破損等による二次災害を軽減させるための措置の内容を推進計画に明示するものとする。

㋑　電気

○　電力事業者は、津波からの円滑な避難を確保するため、火災等の二次災害防止に必要な利用者によるブレーカーの開放等の措置に関する広報の実施について、推進計画に明示するものとする。

○　電力事業者は、電気が、津波警報等の伝達や夜間の避難時の照明の確保等、円滑な避難を行うために重要であることを踏まえ、電力供給のための体制確保等のとるべき措置の内容を推進計画に明示するものとする。

○　電力事業者は、災害応急活動の拠点等に対して電力を優先的に供給するための方策について推進計画に明示するものとする。